

大阪市市管施設の家庭的養護推進計画 見直し後の定員等

乳児院	現定員（令和元年9月）					前期（令和2～6年度）					後期（令和7～11年度）					最終形（本体施設4×4以下） ※概ね10年後																			
	本体	ユニット		分園型		病後児4 一保6 ショート2	本体	ユニット		分園型		ショート	一保	病後児	本体	ユニット		分園型		ショート	一保	病後児	本体	ユニット		分園型		ショート	一保	病後児					
		か所	人数	か所	人数			か所	人数	か所	人数					か所	人数	か所	人数					か所	人数	か所	人数				か所	人数			
計	190	21	123	2	8	12	165	25	144	2	8		2	16	4	127	29	127	9	37			12	16	4	108	27	108	13	53			12	16	4
	198						173					22					164					32					161					32			
現定員からの割合							87.4%										82.8%										81.3%								

児童養護施設	現定員（令和元年9月）							前期（令和2～6年度）							後期（令和7～11年度）							最終形（本体施設4×4以下） ※概ね10年後																											
	本体	ユニット		分園型		地域小規模		本体	ユニット		分園型		地域小規模		ショート	一保	病後児	本体	ユニット		分園型		地域小規模		ショート	一保	病後児	本体	ユニット		分園型		地域小規模		ショート	一保	病後児												
		か所	人数	か所	人数	か所	人数		か所	人数	か所	人数	か所	人数					か所	人数	か所	人数	か所	人数					か所	人数	か所	人数	か所	人数				か所	人数	か所	人数	か所	人数	か所	人数				
計	785	17	122	1	6	11	66	498	36	265	9	56	32	192	0	0	0	290	65	290	17	107	39	234	24	48	4	256	64	256	15	98	39	234	28	52	4												
	857							746							0							631							76							588							84						
現定員からの割合								87.0%														73.6%														68.6%													

要保護児童数の中での割合 ※施設措置率	児童数		割合	
	前期（令和2～6年度）	1,182	919	77.7%
	後期（令和7～11年度）	1,180	795	67.4%
最終形（本体施設4×4以下）	1,180	749	63.5%	

里親委託率	児童数		割合	
	前期（令和2～6年度）	263	22.3%	
	後期（令和7～11年度）	385	32.6%	
最終形（本体施設4×4以下）	431	36.5%		

施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

【基本的な考え方】

- 乳児院や児童養護施設については、施設の専門性を活かし、代替養育を必要とするこどもを受け入れ、養育する重要な役割を担ってきた。これらの施設については、児童福祉法第3条の2の規定に則り、「できる限り良好な家庭的環境」を確保することが重要である。
- また、より専門性を活かし高機能化された養育や親子関係再構築に向けた保護者等への支援など質の高い個別的なケアを行い、里親や在宅家庭への支援など、さまざまな機能を担うこと（＝多機能化）も重要である。
- 児童心理治療施設、児童自立支援施設についても、ケアニーズの非常に高いこどもへの対応など、その性質や実態等に鑑み、国において、小規模化・多機能化を含めたそのあり方について方向性が示されることが予定されており、国の方向性を踏まえ小規模化・多機能化を推進していくことが重要である。
- 母子生活支援施設は、従来から母子を分離せずに入所させ、家庭養育の支援を実践してきた施設であり、平成28年改正児童福祉法により家庭養育優先原則が明記されたことも踏まえ、児童虐待の未然防止の観点から、母子一体の支援を行なっているという特性を区子育て支援室など関係機関に周知し、利用を促進していくことが重要である。また、特定妊婦等への産前から産後の切れ目のない支援などが重要である。

【現在の取組み】

○乳児院

乳児院の第一義的目的は、乳幼児の生命を守り、心身及び社会性の健全な発達を促進することであるが、一方で、被虐待乳幼児、低出生体重児、障がい児等の医療・療育の必要なこどもや、保護者との関係に課題を有している家庭からの入所が多いことから、専門的な養育機能が求められている。

また、人格形成の基礎となる乳幼児期は、人との愛着関係や基本的な信頼関係の形成が重要であり、乳児院のケアにおいては、愛着関係の形成に向けて、養育単位の小規模化（小規模グループケア化）が必要である。

さらに、できるだけ早期に、安定した家庭（実家庭、その復帰が困難な場合は、里親家庭または養子縁組家庭など）で生活できるように本市としても支援することが必要である。しかし、児童養護施設に措置変更となり、長期間の入所となるケースも多く、今後、家族再統合支援の充実や里親等委託の更なる推進が必要である。

また、こども相談センターの一時保護所が、おおむね2歳以上を入所対象とし

ていることから、乳児院は2歳未満の多くの乳幼児の一時保護に対応している。

4 施設中 2 施設の小規模化を整備費補助のうえ実施済。小規模化の過程で分園化した 2 施設の新規開設により、令和元年 9 月現在、計 6 施設となっている。

◇現状 令和元年 9 月現在 本体 6 施設 定員 190 人
うち、分園型小規模グループケア 2 か所 8 人

- ・被虐待乳幼児、低出生体重児、障がい児等の医療・療育の必要なこどもの入所が多く、看護師や心理療法担当職員の配置など専門的な養育ができるよう支援している。
- ・小規模化や地域分散化が進むなかで、人材の育成や専門性を高めるために、施設職員の資質向上に向けた研修に対し補助を実施している。

○児童養護施設

児童養護施設の養育として、できる限り家庭的な環境で、安定した人間関係の下で養育することが望ましく、引き続き、施設の形態を小規模グループケアや地域小規模児童養護施設に変えるなど、家庭的養護の推進が必要である。しかし、個々の小規模グループケアや地域小規模児童養護施設が、物理的に独立し、本体施設との距離があるなどで孤立化するおそれがあり、職員間が連携をとりながらこどもを養育するためには、人員配置の充実とともに本体施設との連携が必要となる。

また、小規模化や地域分散化が進むなかで、人材の育成や専門性を高めるために、各種研修の実施や人員配置の充実が必要である。

さらに、地域支援として、社会的養護における相当の技術・知識を有する児童養護施設が、地域の子育て家庭への支援を行うとともに、里親等委託が進む中で、里親等に対する支援を行うことが期待される。

10 施設中 1 施設の小規模化・地域分散化を整備費補助のうえ実施済。

1 施設の小規模化を整備費補助のうえ実施中。(令和元年 9 月現在)

◇現状 令和元年 9 月現在 本体 10 施設 定員 791 人
うち、分園型小規模グループケア 1 か所 6 人
地域小規模児童養護施設 11 か所 66 人

- ・医療的ケアの必要なこどもがいる施設に看護師や心理療法担当職員を配置

し、虐待を受けた経験等のあることも、障がいのあることもなどに高度な専門的ケアの充実を図っている。

- ・小規模化や地域分散化が進むなかで、人材の育成や専門性を高めるために、施設職員の資質向上に向けた研修に対し補助を実施している。

○児童心理治療施設

児童心理治療施設においては、心理的・精神的問題を抱え日常生活の多岐にわたり生きづらさを感じていることにも、治療的な観点から生活支援を基盤とした心理治療を行っている。虐待を受けた経験や発達障がい等により対人関係に課題のあることの入所ニーズが高くなっている。

また、家族再統合の困難な入所児童の増加により、長期入所児童や義務教育終了後の年長児童のケア・自立支援のあり方が課題となっている。

平成31年4月より、児童養護施設1施設を種別変更し児童心理治療施設としたことで、令和元年9月現在、3施設となっている。

◇現状 令和元年9月現在 本体3施設 定員120人（通所1施設10人）
うち、小規模グループケア1か所7人
施設内分校を備えるのが1施設、隣接地に専用分校を備えるのが2施設
となっている。

- ・児童心理治療施設における支援の必要な児童数を把握するとともに、長期入所児童や義務教育終了後の年長児童へのケア・自立支援のあり方を整理するなど、入所ニーズに応じた対応を行っている。
- ・施設内、隣接地に専用の小（中）学校を有している強みを生かし、集団的な学習が困難な子どもへのきめ細やかな支援に努めている。

○児童自立支援施設

大阪市では、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者のもとから通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所したものについて相談その他の援助を行うことを目的として、夫婦小舎制の児童自立支援施設「大阪市立阿武山学園」を高槻市に設置している。

阿武山学園の状況について

全体の7割を超える被虐待経験児童や、半数近くの発達障がいを抱える児童、

4割を超える知的や性的な問題を抱える児童など、指導困難児童が増加してきている。

高校進学率は平成 30 年度末で 96%と向上してきているが、施設退所後の中退者が相当数にのぼる。また、再犯率も高い。

◇現状 令和元年9月現在 本体 1 施設 定員 124 人
⇒小舎整備時の適正定員 98 人に定員変更予定

- ・指導困難児童への対応のための観察寮（1 か所 10 人）を平成 28 年度より設置している。
- ・夫婦小舎制の特色を生かし、家庭的な環境の中で入所児童の「育て直し」を行っている。
- ・平成 23 年度から弘済小中学校の分校として公教育を開始、教員と学園職員とのチームティーチング（1 クラスに複数の教職員等を配置）により、個別学習・少人数指導等の授業を行っている。

○母子生活支援施設

母子生活支援施設においては、利用者ニーズの複雑化・多様化に伴い、母と子どもの関係性に着目しながら、生活の場面において、母と子ども双方に支援を行っている。特に、DV被害者や虐待を受けたこどもの入所が多く、関係機関と連携し、生活支援とともに子育て支援、心理的な支援が重要である。また、生活に困窮している入所者が多い中、こどもの学習の機会を保障し、自立を促すために、入所児童への学習支援に取り組んでいる。

さらに、アフターケアのほか、地域において専門的・継続的な生活支援を必要としている母子家庭の母と子ども等に対する支援や、特定妊婦に対する支援を担う役割が求められている。

◇現状 令和元年9月現在 本体 4 施設 定員 180 世帯

- ・看護師配置（非常勤）により、医療的ケア等を行っている。また、自立に向け、母に対しては就労支援を、こどもに対しては学習支援を行っているほか、施設退所母子へのアフターケアも行っている。

【今後の取組み】

- ・現在の大舎制の状況から、小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機転

換を進める過程としては、対応する職員の人材育成の観点から、

- ① 人材育成の観点から、本体施設から順次分散化施設を独立させていく
- ② 過渡的に本体施設をユニット化していく

など、小規模かつ地域分散化を図りつつ、

- ③ 里親等委託児童数の増加に応じて施設で養育が必要なこども数が減少していくことにあわせ、空いたユニットをショートステイ専用ユニットや一時保護専用ユニットなどへ機能転換することで施設の多機能化を図る。

- ・(別紙)各施設の家庭的養護推進計画見直し後の定員等にあるとおり、10年後の令和11年度に向け小規模かつ地域分散化を進めていくなか、③の機能転換・多機能化については、里親委託率の推移に合わせ、代替養育を必要とするこどもの受け皿が不足することの無いよう、実施時期を調整することが重要であり、各年度の進捗状況を見ながら、適宜、目標達成年度を見直していく。

【目標】

○乳児院

- ・令和11年度末までに本体施設の小規模グループケア化を完了し、分園型小規模グループケア9か所を目標とする。
- ・令和11年度末までに一時保護専用施設3か所を目標とする。

○児童養護施設

- ・令和11年度末までに本体施設の小規模グループケア化を完了し、地域小規模児童養護施設39か所、分園型小規模グループケア15か所を目標とする。

○児童心理治療施設

- ・入所児童の高年齢化、入所期間の長期化が進むなか、支援の必要な児童数の推移を見守りながら、国が示す方向性に基づいた小規模化、地域分散化を進める。

○児童自立支援施設

阿武山学園について

- ・施設退所後の相談・支援の仕組みづくりを行い、自立支援機能の充実に取り組むことで、再犯率の低下を目指す。
- ・心理療法室を増設し、カウンセリングの強化（被虐待児童、性被害児童への

トラウマ軽減除去、性加害児童の再犯防止)につなげる。

○母子生活支援施設

- ・ショートステイ専用施設 1 か所を新設する。
- ・特定妊婦等への産前から産後の切れ目のない支援を行う。